



島根県報

平成30年 5月18日 (金)

第 3,006 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(障がい福祉課)	2
指定施業要件の変更予定保安林	(森林整備課)	2
急傾斜地崩壊危険区域の一部廃止	(砂防課)	2

【公 告】

平成30年度危険物取扱者保安講習の実施	(消防総務課)	3
林業種苗法の規定による生産事業者の登録証の記載事項の変更の届出	(森林整備課)	4

【特定調達公告】

平成30年度「島根の観光産業を担う次世代人材育成事業」業務委託に係る随意契約の相手方等	(観光振興課)	4
---	---------	---

【正 誤】

平成30年 4月27日付け島根県報第3,000号中	(森林整備課)	5
---------------------------	---------	---

告 示**島根県告示第355号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24第1号の規定により告示する。

平成30年 5月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 児童発達支援

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人コミュニティサポートいずも	CSいずも放課後デイサービス松江事業所	松江市上乃木二丁目9-5	平成30年5月1日

2 放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人コミュニティサポートいずも	CSいずも放課後デイサービス松江事業所	松江市上乃木二丁目9-5	平成30年5月1日
特定非営利活動法人プロジェクトゆうあい	第4ジュニアゆうあい	松江市北堀町58-19	平成30年5月1日

島根県告示第356号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年 5月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

邑智郡邑南町上羽羽1501-1、1501-7、1501-11、1501-12、1509-1から1509-3まで、1512-2、1512-8、1512-11、1513-4、1513-6から1513-10まで

2 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第357号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により急傾斜地崩壊危険区

域として指定した次に掲げる土地の指定を廃止するので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年 5月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 区域の名称

南町

2 土地の表示

平成28年島根県告示第486号（以下「告示」という。）で指定した土地の区域のうち、告示で指定した標柱2号から7号までを順次に結んだ線、標柱2号と次に掲げる地番の土地に存する標柱8号を結んだ線、標柱8号から14号までを順次に結んだ線及び標柱14号と告示で指定した標柱7号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
益田市元町826番 4	8号及び10号
〃 826番 1	9号
〃 821番 3	11号から13号まで
〃 821番 1	14号

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、平成30年度危険物取扱者保安講習を次のとおり実施する。

平成30年 5月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 講習の対象者

- (1) 危険物製造所等において危険物の取扱作業に新たに従事することとなった危険物取扱者（平成28年4月1日以降に免状の交付又は保安講習を受けているものを除く。）
- (2) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに免状の交付又は保安講習を受け、危険物取扱作業に従事している危険物取扱者

2 講習種別

- (1) 給油取扱所以外の危険物施設において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
- (2) 給油取扱所において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

3 講習科目及び時間

(1) 2(1)に該当する者

科 目	時 間
危険物関係法令に関する事項	9時15分から10時15分まで（隠岐会場を除く。） 13時15分から14時15分まで（隠岐会場に限る。）
危険物の火災予防に関する事項	10時15分から12時15分まで（隠岐会場を除く。） 14時15分から16時15分まで（隠岐会場に限る。）

(2) 2(2)に該当する者

科 目	時 間
危険物関係法令に関する事項	13時15分から14時15分まで（隠岐会場を除く。） 13時15分から14時15分まで（隠岐会場に限る。）
危険物の火災予防に関する事項	14時15分から16時15分まで（隠岐会場を除く。） 14時15分から16時15分まで（隠岐会場に限る。）

4 講習実施日及び会場等

月 日	開 催 地	会 場
7月5日(木)	隠岐の島町	隠岐広域連合消防本部
7月25日(水)	松江市	プラバホール
8月24日(金)	安来市	安来市学習訓練センター
9月5日(水)	大田市	あすてらす
9月6日(木)	江津市	ミルキーウェイホール
9月20日(木)	出雲市	出雲市民会館
10月23日(火)	益田市	ジャストホール
11月30日(金)	松江市	プラバホール

5 受講申請

(1) 受講申請書常置場所

島根県危険物保安協会連合会、各消防本部、島根県防災部消防総務課

(2) 申請書提出先

受講申請書に所要事項を記入の上、島根県危険物保安協会連合会に提出すること。郵送の場合は、封筒の表に「危険物取扱者保安講習受講申請書〇〇枚在中」と朱書すること。

(3) 申請期間

6月1日から各講習実施日の10日前まで

(4) 受講手数料

4,700円に相当する額の島根県収入証紙を受講申請書の手数料欄に貼り付けること。

6 問合せ先

〒690-0888 松江市北堀町15 島根県北堀町団体ビル2階

島根県危険物保安協会連合会

電話 0852-22-7202

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定により、次の生産事業者から登録証の記載事項の変更の届出があったので、同法第16条第2項の規定により公告する。

平成30年5月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

登録番号	生産事業者の氏名又は名称		生産事業者の住所	変更年月日
	変 更 前	変 更 後		
1594	渡邊 重利	津和野林産株式会社	鹿足郡津和野町部栄93 - 2	平成30年3月16日

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成30年5月18日

- 1 役務の名称及び数量
平成30年度「島根の観光産業を担う次世代人材育成事業」業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県商工労働部観光振興課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年4月2日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社ウィズスタッフサポート 代表取締役 竹内 祐子 島根県松江市灘町228番地
- 5 随意契約に係る契約金額
45,396,806円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。
- 8 提案競技の実施についての公告を行った日
平成30年2月9日

正**誤**

平成30年4月27日付け島根県報第3,000号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
6	島根県告示第322号中	金城町波佐イ948-20、イ1299-6（次の図に示す部分に限る。）	金城町波佐イ948-20・イ1299-6（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）